# 説明資料

災害等緊急時における有効な通信手段としての 公衆電話の在り方について

平成23年10月11日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課

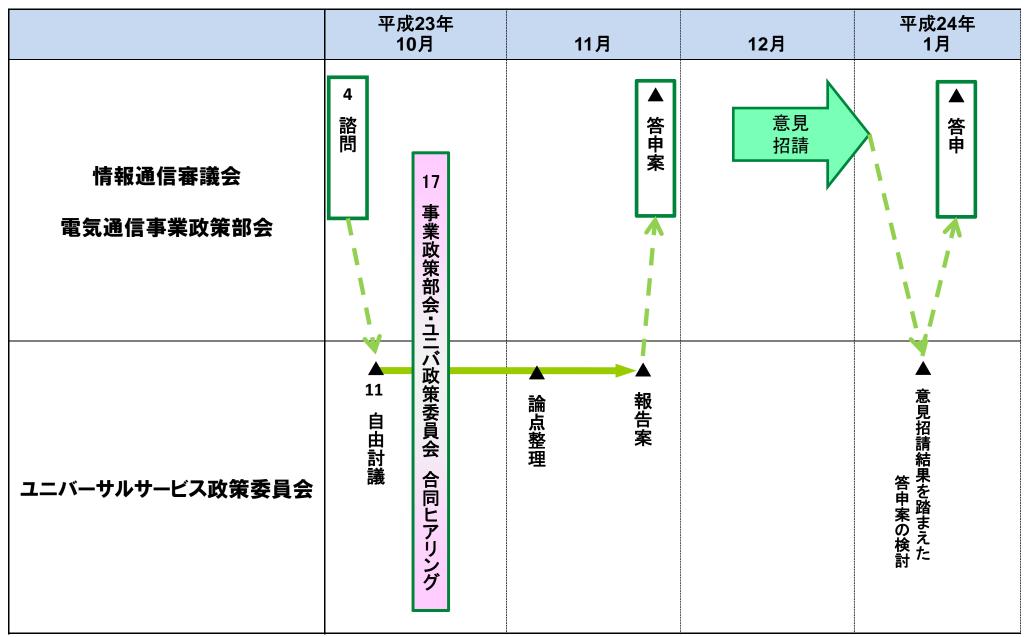
- 本年3月の東日本大震災により、災害等緊急時に重要な役割を担う通信インフラについても、これまでに類を見ない被害が発生した。総務省では、今回の震災を踏まえ、通信インフラの速やかな復旧・復興を図るとともに、今後の大規模災害等にも対応できるよう、本年4月から「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催し、緊急事態における通信手段の確保の在り方について検討を行っている。
- 検討会の中間取りまとめ(平成23年7月29日)においては、緊急時の輻輳状態への対応の在り方や通信設備が被災した場合等における通信手段の確保の在り方などについて、今後取り組むべき事項等の整理が行われているが、この中で公衆電話についても、今回の震災における経験を踏まえ、第一種公衆電話の設置・維持の在り方について検討を行うことの必要性が指摘されている。
- 今回の震災においては、固定電話や携帯電話がつながりにくい状況が生じる一方で、全数が災害時優先電話として扱われる公衆電話は、被災地との間の通信手段としてのほか、首都圏で生じた帰宅困難者にとっても重要な通信手段となるなど、安否確認等の有効な連絡手段として機能しており、その社会インフラとしての重要性が改めて認識されている。昨今、携帯電話の普及とともに、公衆電話全体の施設数及びその利用は減少してきているが、災害等緊急時においても有効な通信手段を確保しておくことの重要性は、以前にも増して高まっていると考えられる。
- 公衆電話による災害等緊急時における通信手段の確保のためには、公衆電話全体の施設数の減少傾向の中でもユニバーサルサービスの対象として一定の施設数が維持されている第一種公衆電話の設置・維持の在り方の検討を始め、災害等緊急時において公衆電話が一層有効に活用されうるものとなるために必要な事項についての検討が求められる。
- 以上から、災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方について、検討が必要。

#### 緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方について

- 〇 方向性
  - ✔ 公衆電話の維持は、社会的効用を拡大するが、費用の負担も必要。どのような考え方で検討を進めるべきか。
- 〇 具体的な対応
  - ✓ ユニバーサルサービスである第一種公衆電話について、どのような取り組みが考えられるか。
    - → 第一種公衆電話の施設数の拡充の必要性、拡充する場合の方法、規模など
  - ✓ いわゆる特設公衆電話について、どのような取り組みが考えられるか。
    - → いわゆる特設公衆電話の事前配備の方向性など
  - ✔ その他何らかの取り組みが考えられるか。
    - → 利便性の向上のための方策など

#### ユニバーサルサービス制度における対応について

✔ 緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方の議論を踏まえ、ユニバーサルサービス制度で どのような対応が必要か。



※上記日程は、検討状況等により変動がありうる。

## 1 日時等

■ 平成23年10月17日(月)16:00~

■ 意見陳述:45分程度

質疑応答: 45分程度(質疑応答には、委員に加えて、意見陳述者も参加)

### 2 ヒアリング事業者・団体(案)

候補となる者(案)		意見陳述時間(案)
適格電気通信事業者	東日本電信電話株式会社	併せて15分程度
	西日本電信電話株式会社	
接続等電気通信事業者	KDDI株式会社	5分程度
	ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社	5分程度
消費者団体	東京消費者団体連絡センター	10分程度
その他		